

●香川県告示第167号

平成21年香川県告示第182号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定等）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。
平成24年3月30日

香川県知事 浜田惠造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）、同法第4条第1項の規定により定める指定地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下「告示」という。）別表第1号の規定により指定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「省令」という。）別表備考の規定により定める区域については、次のとおりとする。</p> <p>なお、別図第1及び別図第2は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>1 指定地域 直島町、宇多津町及び多度津町のうち別図第1に着色した部分の区域</p>	<p>騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定する特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）、同法第4条第1項の規定により定める指定地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号。以下「告示」という。）別表第1号の規定により指定する区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号。以下「省令」という。）別表備考の規定により定める区域については、次のとおりとする。</p> <p>なお、別図第1及び別図第2は省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課、<u>関係市役所</u>及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>1 指定地域 丸亀市、坂出市、善通寺市、觀音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、直島町、宇多津町及び多度津町のうち別図第1に着色した部分の区域</p>